

西宮市立中学校中学生米国（スポークン市）夏期キャンプ等生活体験派遣団 補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西宮市立中学校中学生米国（スポークン市）夏期キャンプ等生活体験派遣団（以下「派遣団」という。）が、西宮市立中学校等の生徒を姉妹都市米国スポークン市に引率し、YMCA サマーキャンプへの参加及びホームステイ等の体験を通して、国際社会の一員としての素養を身に付け、広い視野を持って考え行動できる人材を育成することを目的として行う事業に要する経費について、その一部を補助することにより、本市教育の維持充実及び発展に資することを目的とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第2条 補助対象経費は、派遣生徒の渡航費用及び派遣団が必要とするものとする。
補助金額は、一人当たりの補助対象経費が 155,000 円を超える場合、その差額とする。ただし、補助金は予算の範囲内で支給する。

（派遣生徒）

第3条 補助事業の対象となる生徒は、西宮市立中学校第3学年もしくは義務教育学校第9学年に在籍し、各学校から推薦され、教育委員会が選考した生徒とする。ただし、派遣生徒は最大20名とする。

（補助金の交付手続き）

第4条 補助金の交付の手続きについては、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）の規定によるものとする。

（補助金等交付申請書の添付書類）

第5条 補助金の申請にあたっては、規則第7条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- （1） 派遣要項
- （2） 生徒1名分の参加費用計算書
- （3） 派遣日程表
- （4） 派遣団生徒名簿

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関する市長の指示等がある場合は、これに従わなくてはならない。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。